



株式
会社 **アインプロ**

水から広げる環境づくり



令和2年 環境経営レポート

発行日： 令和2年(2020年)6月30日

対象期間： 平成31年4月1日～令和2年3月31日(平成31年度)

目 次



目 次 1

1. 環境経営方針	2
2. 会社概要	3~8
3. 環境経営目標と実績・結果・次年度の取組・計画内容	9~15
4. 環境関連法規の違反、控訴等の有無	16
5. 代表者による全体評価と見直しの結果	17

1. 環境経営方針

【基本理念】

守るのは、”水”と”命”かつて”自然”は大きな器の中で自浄作用により自らを守り続けていました。

しかし人間は、その器の大きさに限界があることを忘れ、さらに器そのものを破壊し続けたことで、既に「環境破壊」として器から溢れ出してしまったと言えます。

様々な側面で環境破壊の危機が叫ばれる今日、自浄作用の器を取り戻すために私たちができること。そして私たちの「責任」「役割」とは…

私たちは”水から広げる環境づくり”をモットーとし、生命の根源である”水”を守り続けています。

【環境経営方針】

1 エコアクション21ガイドラインに準拠した環境マネジメントシステムを構築し、継続的に改善することにより環境保全活動を推進します。

2 環境法規制及び地域と取り交わした協定を遵守いたします。

3 下記の項目を重点活動項目と定め、事業活動の環境負荷を低減します。

① 処理施設からの放流水を良好な状態に維持することによって、太田川及び瀬戸内海の環境保全に努めます。

② 節電、省エネルギーにより、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

③ 循環型社会の構築の為、3Rの推進(削減、再利用、再資源化)に努めます。

④ グリーン購入法対象商品の購入促進に努めます。

⑤ 廃棄物収集運搬における環境負荷に配慮し化石燃料排出抑制に努めます。

⑥ 化学物質の適正処理に努めます。

⑦ 節水に努めます。

⑧ 環境に配慮しながら建設工事を施工します。

4 環境への取組を環境経営レポートに取りまとめ公表します。



制定日:平成29年5月1日
改訂日:令和元年12月21日

株式会社クリンプロ
代表取締役 川村広晶

2. 会社概要

1).事業所名及び代表氏名

株式会社クリンプロ

代表取締役社長 川村広晶

2).認証対象事業所及び所在地

本社 広島県山県郡安芸太田町土居310番地

TEL0826-28-1880 FAX0826-28-1883

カーブス事業部、クリクラ太田、元町珈琲、広島営業所
キャリアセンターを除く
全組織・全活動

3).最高責任者及び環境管理責任者

最高責任者 川村広晶

環境管理責任者 山田義信

4).事業内容(ISO14001対象範囲)

一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物中間処理、収集運搬業
浄化槽保守点検清掃業、排水管清掃業、貯水槽清掃業
各種汚水処理施設運転管理業、一般建設業

5).法人設立年月日

昭和31年5月24日

6).資本金

8,800万円

7).事業規模 (平成31年度)

(2019~2020年)

活動規模	単位	平成29年	平成30年	平成31年
処理量(一廃収集運搬)	t	5724.0	6090.2	6357.1
処理量(産廃中間処理)	t	1710.0	1655.0	1665.0
処理量(産廃収集運搬)	t	670.3	600.0	628.0
総売上高	百万円	600	623	661
廃棄物売上高	百万円	183	1.99	181
その他売上高	百万円	417	424	480
従業員	人	15	16	19
床面積	m ²	136	136	136

8).車両台数

普通自動車4台 軽自動車7台 吸引車3台 収集車4台 脱水車1台

高压洗浄車1台 工事車6台

9)-1.許認可番号

項目	浄化槽保守点検登録		浄化槽清掃許可			
許可番号	広島県	広島市	安芸太田町	北広島町	広島市	廿日市市
	県60第0402号	77	第1-1号	第淨2号	77	307
有効年月日	平成31年1月1日～平成33年12月31日	平成30年12月25日～平成33年12月24日	平成31年4月1日～平成33年3月31日			令和2年4月1日～令和4年3月31日
許認可先	安芸太田町 北広島町 廿日市市 <small>(安芸地区衛生施設管理組合の所轄する地区を除く)</small>	広島市域 <small>(旧北広島町に限る)</small>	安芸太田町管内 <small>(旧北広島町に限る)</small>	北広島町 <small>(安芸地区衛生施設管理組合の所轄する地区を除く)</small>	広島市域 <small>(安芸地区衛生施設管理組合の所轄する地区を除く)</small>	吉和地域

項目	一般廃棄物収集運搬業許可			
許可番号	安芸太田町	北広島町	広島市	廿日市市
	第2-1号	第液2号	77	207
有効年月日	平成31年4月1日～平成33年3月31日			令和2年4月1日～令和4年3月31日
種類	安芸太田町管内	北広島町	広島市域	廿日市市内一円
		<small>(旧北広島町に限る)</small>	<small>(安芸地区衛生施設管理組合の所轄する地区を除く)</small>	
許認可先				

9)-2.許認可番号

項目	産業廃棄物収集運搬許可		
許可番号	第03404041592号	第03300041592号	第03500041592号
有効年月日	平成28年8月26日～平成33年8月25日	平成27年8月18日～平成32年8月17日	令和2年6月3日～令和7年6月2日
種類	汚泥,廃油,廃フッカ類,紙くず,木くず,繊維くず	汚泥,廃油,廃フッカ類,紙くず,木くず,繊維くず	汚泥,廃油,廃フッカ類,紙くず,木くず,繊維くず
許認可先	広島県	岡山県	山口県

項目	産業廃棄物収集運搬許可		
許可番号	第03200041592号	第03104041592号	
有効年月日	令和2年6月8日～令和7年5月19日	平成27年8月20日～平成32年8月19日	
種類	汚泥,廃油,廃フッカ類,紙くず,木くず,繊維くず	汚泥,廃油,廃フッカ類,紙くず,木くず,繊維くず	
許認可先	島根県	鳥取県	

9)-3.許認可番号

産業廃棄物処分業許可(中間処理)

許可区域	広島県	許可期間	自:平成30年1月12日	
許可番号	第03424041592号		至:平成35年1月11日	
設置場所	広島県山県郡安芸太田町大字土居310番地			
	広島県廿日市市吉和3697番地			
	広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀字砂ヶ原415番地			
	広島県山県郡安芸太田町大字横川字二軒占屋855番地の2			
	広島県山県郡安芸太田町大字上殿字巣2237番地4			
	広島県山県郡安芸太田町大字加計字香草873番地1			
	広島県山県郡安芸太田町大字柴木字龍川1797番地3			
処理能力	48m ³ /日			
産業廃棄物 の種類	【脱水】汚泥(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)			

許可区域	広島市	許可期間	自:平成30年1月12日	
許可番号	第07320041592号		至:平成35年1月11日	
処理能力	48m ³ /日			
産業廃棄物 の種類	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)			

10).処理工程図

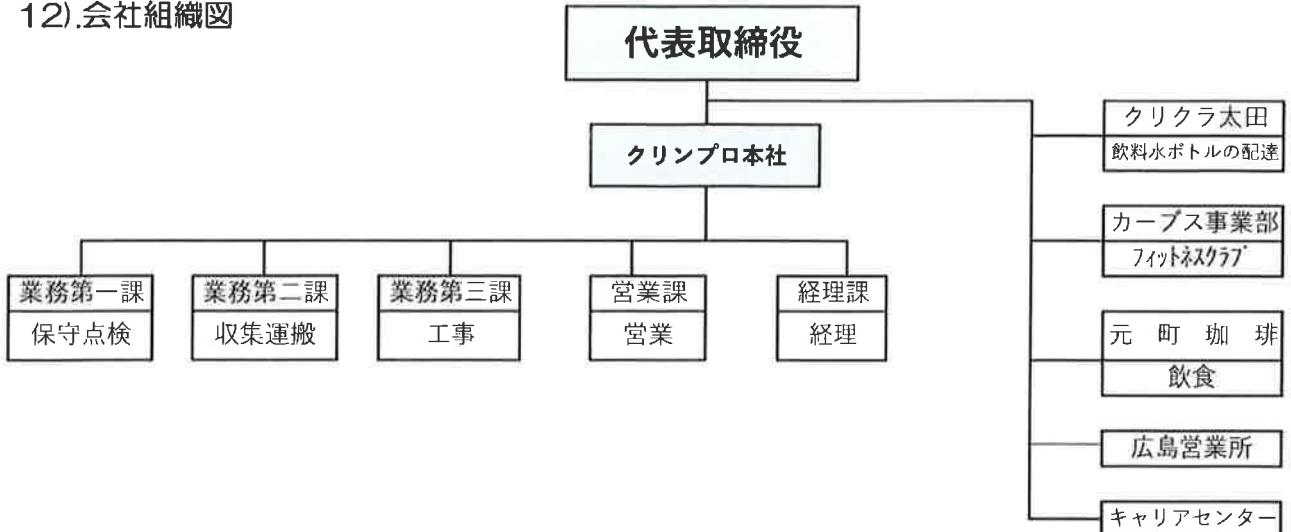


11)環境関連技術者・習得人数

浄化槽管理士	11名	水道技術管理者	1名
浄化槽技術管理者	10名	車両系建設機械	3名
浄化槽設備士	2名	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	1名
浄化槽管清掃技術者	1名	小型移動式クレーン運転技術者	4名
浄化槽清掃実務者	4名	酸素欠乏硫化水素危険作業主任者	5名
第2種電気工事士	2名	し尿処理施設技術管理者	2名
ごみ処理施設技術管理者	1名	産業廃棄物中間処理技術管理者	3名
2級管工事施工管理技士	2名	貯水槽清掃作業監督者	1名
危険物取扱者乙	3名	1級土木施工管理技士	1名
玉掛け技能講習	3名	2級土木施工管理技士	1名
高所作業運転者	1名	冷媒回収技術者	2名
職長・安全衛生責任者教育講習	1名	第1種消防設備点検資格者	1名
浄化槽法定検査 検査補助員	6名	第2種消防設備点検資格者	1名
下水道処理施設 第3種技術検定	9名		
下水道処理施設 管路施設	5名		
下水道排水設備工事責任技術者	3名		
給水装置主任技術者	3名		
産業洗浄技能士	1名		



12).会社組織図



13).EA21組織体系図



3 環境経営目標と実績・結果・次年度の取組・計画内容

(1) 環境経営目標

環境経営方針			平成31年度 (令和元年度) (目標)	令和2年度 (目標)	令和3年度 (目標)
処理施設からの放流水を良好な状態に維持する			・定期的なスケジュールで点検を行う	・定期的なスケジュールで点検を行う	・定期的なスケジュールで点検を行う
二酸化炭素 排出量の削減	電気使用量 の抑制	基準年度 平成30年度 基準値 10637.1(Kg-Co2)	総量 (Kg-Co2)/年 削減率(%)	10318.0 3.0%	
		基準年度 平成29年度 基準値 15403.1(Kg-Co2) 令和2年度以降基準年度及び 基準値変更	総量 (Kg-Co2)/年 削減率(%)	15172.1 1.0%	15172.1 1.0%
	自動車燃料の削減 (収集運搬車両)	基準年度 平成30年度 基準値 37655.0(Kg-Co2)	総量 (Kg-Co2)/年 削減率(%)	36525.4 3.0%	37090.2 1.0%
		基準年度 平成30年度 基準値 133732.8(Kg-Co2)	総量 (Kg-Co2)/年 削減率(%)	129720.8 3.0%	13090.2 1.0%
	自動車燃料の削減 (収集運搬車両)	基空年度 平成31年度 収集量1t当たりのCo2排出量 の原単位方式の評価とする 18.0Kg-Co2/t	原単位 (Kg-Co2/t) 削減率(%)	18.0Kg-Co2/t 基準値を上回らない	18.0Kg-Co2/t 基準値を上回らない
		基空年度 平成30年度 103.5Kg	総量 Kg/年 削減率(%)	101.4 2.0%	101.9 1.0%
	廃棄物の削減	基空年度 平成30年度 4653.4kg (紙) 382.4kg (缶) 292.0kg (ペット)	総量Kg/年 リサイクル向上率(%)	4793.0kg (紙) 393.9kg (缶) 300.8kg (ペット)	4653.4kg (紙) 382.4kg (缶) 292.0kg (ペット)
		4653.4kg (紙) 382.4kg (缶) 292.0kg (ペット)	リサイクル向上率(%)	3.0%	基準値を下回らない 基準値を下回らない
グリーン購入	グリーン購入の 促進	—	—	・6品目購入 ・エコマーク商品購入の促進 ・エコマーク対象商品の情報収集	・6品目購入 ・エコマーク商品購入の促進 ・エコマーク対象商品の情報収集
受託した産業廃棄物 収集運搬に伴う 回収負担の低減	自動車燃料の削減 (収集運搬車両)	—	—	・収集運搬の効率化を検討する 会議の開催 ・低燃費運転の実施	・収集運搬の効率化を検討する 会議の開催 ・低燃費運転の実施
化学物質の適正管理	化学物質の 適正管理	—	—	・購入及び持ち出しを記録する ことによる適正管理	・購入及び持ち出しを記録する ことによる適正管理
水使用量の 削減	水使用量の削減	—	—	・節水活動に継続して取り組む	・節水活動に継続して取り組む
環境に配慮した 建設工事の施工	環境に配慮した 建設工事の施工	—	—	・騒音・振動に配慮し工事を行う	・騒音・振動に配慮し工事を行う
その他	交通事故報告書の 掲示・安全運転の 啓発活動	—	—	・交通事故報告書を社内掲示 ・月1回安全運転評価を行う	・交通事故報告書を社内掲示 ・月1回安全運転評価を行う
	会社周辺及び 車庫等の清掃	—	—	・月2回会社敷地内の清掃を実施 ・国道から会社までの進入路を毎日清掃	・月2回会社敷地内の清掃を実施 ・国道から会社までの進入路を毎日清掃

電力は中国電力平成29年度電気事業者別二酸化炭素排出係数0.691及び平成30年度電気事業者別二酸化炭素排出係数0.669を使用

(2) 実績/環境活動の取組結果と評価・次年度の取組内容

環境目標に対する達成状況は、以下のとおりです。

処理施設からの放流水を良好な状態に維持する

取組項目	平成31年度(令和元年)判定
定期的なスケジュールで点検を行う	○



※処理施設からの放流水は良好な状態で維持出来ています。公的機関の水質検査も良好です。来期も定期的なスケジュールを立てスケジュールに沿って運転管理を行います。

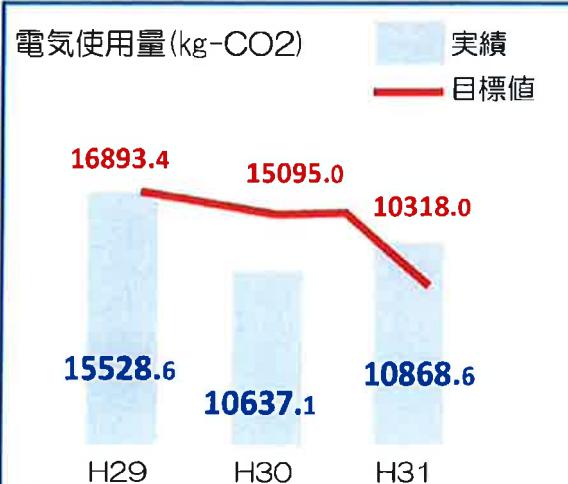
活動内容

定期的なスケジュールに沿っての点検実施

電力の削減

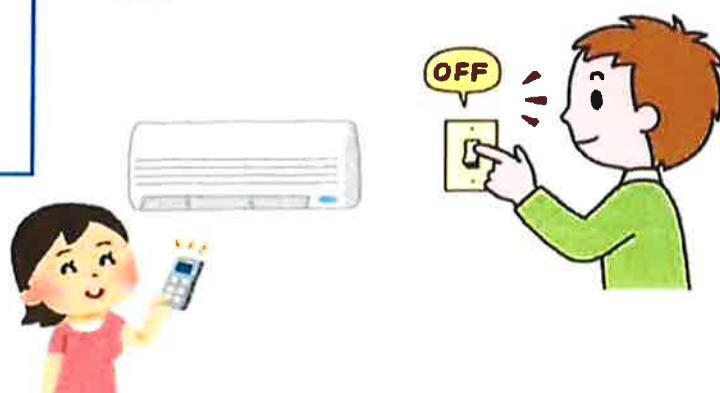
取り組み項目	平成31年度(令和元年)		判定
	目標値	実績値	
電気使用量の抑制	10318.0kg-CO ₂	10868.6kg-CO ₂	×

※無駄な電気の使用は無いか徹底した運用管理をして節電に努めましたが、業務量の増加に伴い事務作業も必然的に増加し目標は達成出来ませんでした。来期は基準値、削減率を見直し地道な活動を継続します。



活動内容

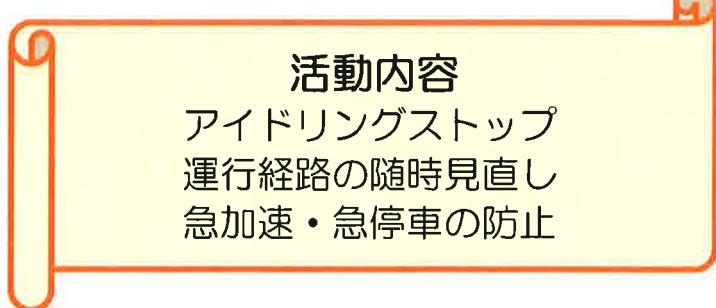
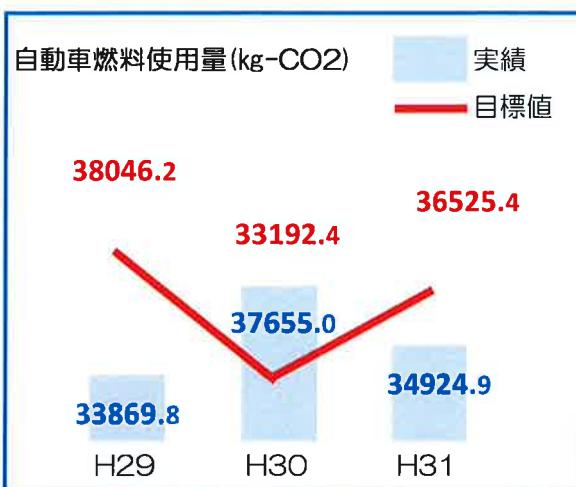
必要以外の電気の消灯
エアコンの温度調節



自動車燃料の削減

取り組み項目	平成31年度(令和元年)		判定
	目標値	実績値	
自動車燃料の削減 (営業車・管理車)	36525.4kg-CO ₂	34924.9kg-CO ₂	○

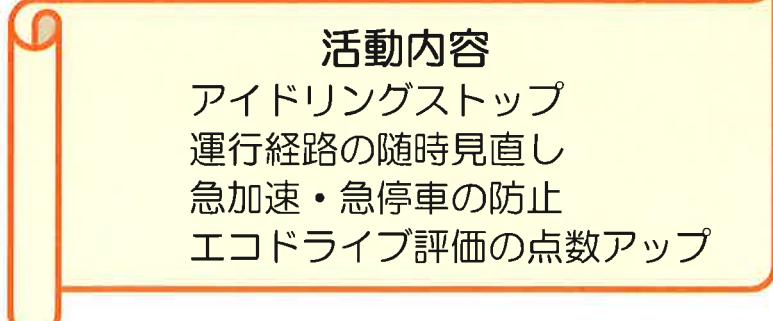
※低燃費運転が実行され目標は達成しましたが将来的に車両の稼働が増加することが予測されるので来期は削減率を見直し活動します。



自動車燃料の削減

取り組み項目	平成31年度(令和元年)		判定
	目標値	実績値	
自動車燃料の削減 (収集運搬車両)	129720.8kg-CO ₂	143079.5kg-CO ₂	×

※アイドリングストップ、運行経路の随時見直しを行いましたが業務量の増加に伴い収集運搬車両の運行距離が伸び使用燃料が増加する結果となり目標値は達成出来ませんでした。来期は廃棄物の収集量1t当たりのCO₂排出量の原単位方式の評価を行い活動します。



「2019年度の二酸化炭素排出量の合計値192,514kg-CO₂」

廃棄物の削減

取り組み項目	平成31年度(令和元年)		判定
	目標値	実績値	
事務所ゴミの削減	101.4kg	95.0kg	○

※廃棄物の分別の徹底、ミスプリントの削減を行い目標を達成しました。

来期は、削減率を見直し活動します。

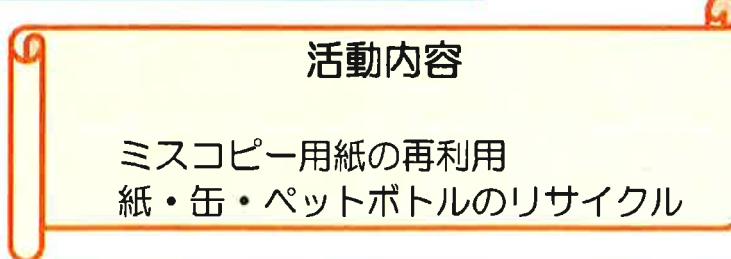
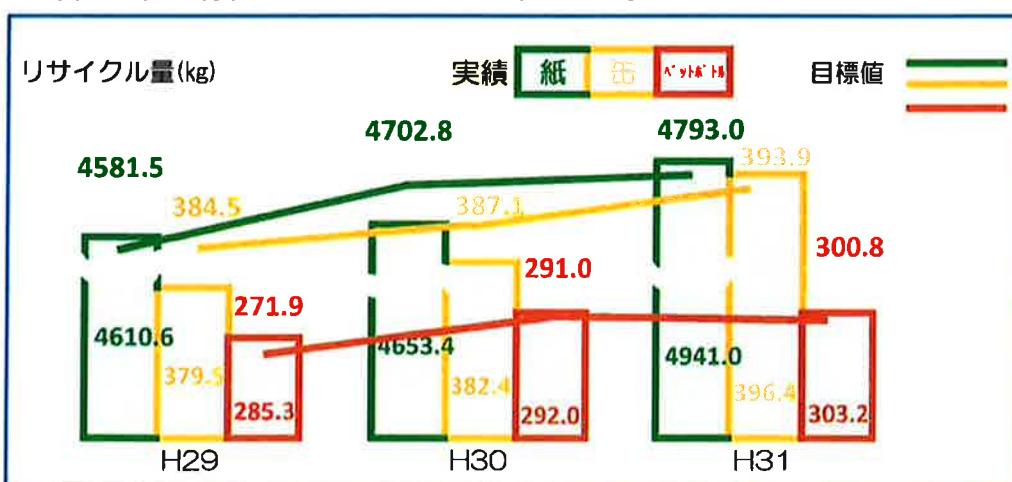


廃棄物の削減

取り組み項目	平成31年度(令和元年)		判定
	目標値	実績値	
廃棄物のリサイクル	紙 4793.0kg	紙 4941.0kg	○
	缶 393.9kg	缶 396.4kg	○
	ペットボトル 300.8kg	ペットボトル 303.2kg	○

※社員全員リサイクルの意識付けをし、目標を達成しました。

来期は、目標値の設定を変更し活動します。

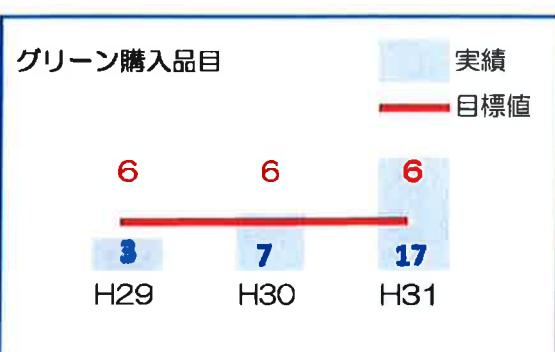


グリーン購入

取り組み項目	平成31年度(令和元年)		判定
	目標値	実績値	
グリーン購入の促進	6品目購入	17品目購入	○

※対象商品を優先的に購入します。

引き続き物品を大切にする意識を持ちながら業務の実施を目指します。



活動内容

ecoマーク商品の購入促進
ecoマーク対象商品の情報収集



受託した産業廃棄物収集運搬に伴う環境負荷の低減

取組項目	平成31年度(令和元年)判定
自動車燃料の削減	○

※収集場所毎に処理場への最短ルートを選定し収集を行いました。
来期も継続して活動します。

活動内容

効率の良い収集運搬ルートの選定
低燃費運転の実施



化学物質の適正管理

取組項目	平成31年度(令和元年)判定
化学物質の適正管理	○

※購入及び持ち出しを記録することによる適正管理を継続していきます。

活動内容

購入及び持ち出しを記録することによる適正管理

水使用量の削減

取組項目	平成31年度(令和元年)判定
水使用量の削減	○

※井戸水を使用しているので水使用量を数値として把握することは出来ませんが、節水活動を継続して取り組み来期も水使用量の削減に努めています。

活動内容

節水活動を継続して取り組む



環境に配慮した建設工事の施工

取組項目	平成31年度(令和元年)判定
環境に配慮した建設工事の施工	○

※工事現場において騒音・振動に対する苦情はありませんでした。
来期も苦情0件を目指し、現場での作業を行います。

活動内容

騒音・振動に配慮して工事を行う
作業前のKY活動を実施



その他

取組項目	平成31年度(令和元年)判定
交通事故報告の社内提示 安全運転の啓発活動	○

※交通事故を起こした場合翌朝の朝礼にて事故報告会を行い
ドライブレコーダーの映像を基に状況検分を行います。
月1回安全運転評価を行い運転時の危険挙動は無いか、
エコ運転は実施されているかの検分を行い自分自身の
運転技量を認識すると共に今後の安全運転に役立てます。
来期も交通事故○を目指し活動します。



活動内容

交通事故報告書を社内提示
月1回安全運転評価を行う

その他

取組項目	平成31年度(令和元年)取組
会社周辺及び車庫棟の清掃	○

※会社周辺を清掃することにより環境の美化につながり
近隣住民の方と良好な関係が築けました。
車庫内は5Sに対する意識の向上に繋げていきます。
来期も継続し地域の方との信頼関係を築きながら
環境衛生保全に貢献できる活動をしていきます。



活動内容

国道から会社までの道路を毎日清掃
月2回会社敷地内を清掃

4.環境関連法規の順守状況の違反、訴訟等の有無

No.	法的およびその他の要求事項の名称	遵守評価
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
2	産業廃棄物処理実績報告	○
3	環境基本法	○
4	循環型社会形成推進基本法	○
5	労働安全衛生法	○
6	消防法	○
7	広島市火災予防条例	○
8	広島県生活環境の保全等に関する条例(騒音関連)	○
9	道路運送車両法	○
10	浄化槽法	○
11	広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	○
12	広島県浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例	○
13	広島県浄化槽保守点検業者の登録等に関する規則	○
14	下水処理施設維持管理業者登録規定	○
15	廿日市市液状一般収集廃棄物収集運搬業許可条件	○
16	廿日市市液状一般収集廃棄物収集運搬業遵守事項	○
17	安芸太田町ふるさと清流条例	○
18	安芸太田町きれいなまちづくり推進条例	○
19	安芸太田町浄化槽取扱指導要綱	○
20	安芸太田町浄化槽事務取扱要領	○
21	安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	○
22	安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	○
23	安芸太田町一般廃棄物処理業許可取扱要綱	○
24	北広島町管理保全に関する条例	○
25	北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	○
26	北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	○
27	北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する事務取扱要綱	○
28	北広島町浄化槽清掃業に関する条例	○
29	北広島町浄化槽清掃業に関する条例施行規則	○
30	北広島町浄化槽取扱指導要綱	○
31	北広島町し尿処理場設置及び管理条例	○
32	北広島町し尿処理場設置及び管理条例施行規則	○
33	北広島町し尿処理施設における浄化槽汚泥の投入に関する取扱要綱	○
34	使用済自動車の再資源化等に関する条例	○
35	広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	○
36	広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	○
37	広島市一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集運搬業の許可条例	○
38	広島市一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集運搬業に従事する者の遵守事項	○
39	道路交通法	○
40	毒物及び劇薬取締法	○
41	瀬戸内海環境保全特別措置法	○
42	山口県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	○
43	山口県循環型社会形成推進条例	○
44	島根県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	○
45	岡山県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	○
46	鳥取県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	○
47	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	○
48	建設業法	○

【環境関連法規等の遵守状況の評価】

環境関連法規等の遵守状況の評価結果、法規制等の逸脱はありませんでした。

【違反・訴訟等の有無】

過去三年にわたって違反や訴訟はありません。

5.代表者による全体評価と見直しの結果

環境活動計画の各取り組み項目に関して、処理施設からの放流水を良好な状態に維持する、自動車燃料の削減（営業車、管理者）、事務所ゴミの削減、廃棄物のリサイクル促進、グリーン購入の促進、化学物質の適正管理、水使用量の削減、環境に配慮した建設工事の施工、安全運転の啓発活動及び会社周辺の清掃については目標達成が出来ており、引き続き来期も取り組んでいきます。

目標達成できなかった電気使用量の抑制ですが、基準値及び削減率を見直し少しでも目標値に近づけるよう取り組んでいきます。

同じく目標達成できなかった自動車燃料の削減（収集運搬者）ですが、年々廃棄物の収集量は増加しており、それに伴い車両の運行距離も伸び燃料使用量が増加する事は避けられないで、来期からは適切な評価指標として廃棄物の収集量1t当たりのCO₂排出量の原単位方式の評価とし取り組んでいきます。

また、エコドライブに対する各自の取り組み方の違いや、運転技量の個人差も目標未達の原因であると考えられるので、各取り組みに対する認識の統一、運転技量の向上、エコアクションに対する意識の向上を図りながら精力的に取り組み地域環境並びに地球環境の保全に貢献する環境に調和した事業活動を進めています。

令和2年6月30日
株式会社クリンプロ
代表取締役 川村広晶